

とだししょう しゃけいかく ちゅうかんみなお 戸田市障がい者計画（中間見直し）

● けいかく はいけい もくてき 計画の背景と目的

とだし へいせい ねんど とだししょう しゃそうごうけいかく とだししょう しゃけいかく だい
戸田市では、平成29年度に「戸田市障がい者総合計画（戸田市障がい者計画・第5
きとだししょう ふくしけいかく だい 1 きとだししょう じふくしけいかく）を策定し、障がい者施策の
そうごうてき すいしん はか けいかく だい 5 きとだししょう ふくしけいかく だい 1
総合的な推進を図ってきました。この計画のうち、第5期戸田市障がい福祉計画・第1期
とだししょう じふくしけいかく れいわ ねんど しゅうりょう とだししょう しゃけいかく ふく
戸田市障がい児福祉計画が令和2年度で終了することから、戸田市障がい者計画も含
めて中間見直しを行い、今後の障がい者施策の方向性を定める計画とするために、本
けいかく かいてい
計画を改定することになりました。

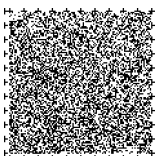
ほんけいかく とだし こんご しょう しゃしきく すがた ぐたいてき しきく ほうこうせい
本計画は、戸田市における今後の障がい者施策のあるべき姿と具体的な施策の方向性
をしめ しょう しゃ ちいきせいかつ しゃかいせいかつ きさき しょうがいふくし どう
を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障害福祉サービス等の
いっそう じゅうじつおよ しょう じ すこ せいちょう はったつ きさき しょう じしえん かくじゅう
一層の充実及び障がい児の健やかな成長と発達を支える障がい児支援を拡充するこ
とを目的として策定するものです。中間見直しにあたっては、この間の制度改正や社会
じょうせい へんかどう こうりょ とだししゅわげんごじょうれい もと しきく てんかい りょういく ほったつしょう
情勢の変化等を考慮し、戸田市手話言語条例に基づく施策の展開や療育・発達障がい
じしえん すいしんとう とりくみ けいかく ないよう はんえい
児支援システムの推進等の取組を計画の内容に反映しました。

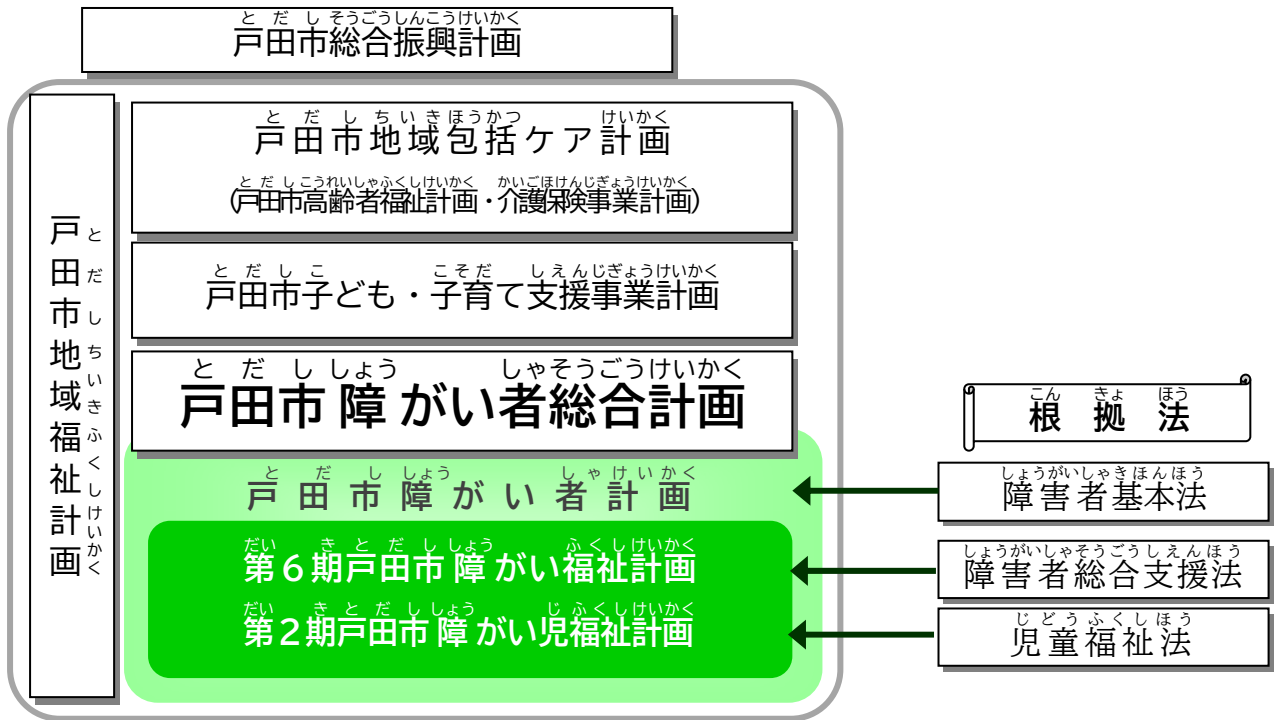
● けいかく いち 計画の位置づけ

とだししょう しゃけいかく しょうがいしゃきほんほう もと しちょうそんしょうがいしゃけいかく いち
「戸田市障がい者計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に位置づけ
られ、戸田市の障がい者施策を総合的に推進することを目的とした計画です。「第6期
とだししょう ふくしけいかく しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しちょうそんしょうがいふくしけいかく いち
戸田市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づ
けられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障害福祉サービス等
しょう しゃ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん しょうがいふくし どう
の提供体制の確保に關する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画で
ていぎょうたいせい かくほ かん すうちもくひょう ひつよう みこみりょう きだ けいかく
す。「第2期戸田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」
だい 2 きとだししょう じふくしけいかく じどうふくしほう もと しちょうそんしょうがいふくしけいかく
に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画です。
いち しょう じしえん ていぎょうたいせい かくほ えんかつ じっし はか けいかく

ほんけいかく みつ けいかく もくてき とくちょう ふ とだし しょう しゃしきく そうごうてき
本計画は、これら三つの計画の目的と特徴を踏まえ、戸田市の障がい者施策を総合的に
すいしん けいかく いったいてき きくてい
推進していくための計画として、一体的に策定するものです。

ほんけいかく とだし そうごうしんこうけいかく ぶもんべつけいかく とだし ちいきふくしけいかく とだし
また、本計画は戸田市総合振興計画の部門別計画であり、戸田市地域福祉計画、戸田市
ちいきほうかつ けいかく とだし こ こそだ しえんじぎょうけいかくとう かんれんけいかく れんけい ちょうせい はか
地域包括ケア計画、戸田市子ども・子育て支援事業計画等の関連計画との連携・調整を図
りながら策定・推進するものです。
きくてい すいしん



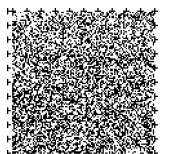


● 計画の期間

戸田市障がい者総合計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としますが、計画策定後の社会情勢の変化や取組の進捗状況等を踏まえて、令和2年度に中間見直しを行いました。第6期戸田市障がい福祉計画・第2期戸田市障がい児福祉計画については、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

● 計画の対象

本計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条第1項の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。高次脳機能障がい者、難病患者もこの定義の「障がい者」に含まれます。



と ともに生き ともに支え合い

だ だれもが

し しあわせを実感できるまち

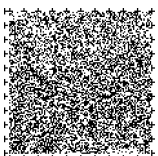
～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、
障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～

本計画では、「ともに生き ともに支え合い だれもが しあわせを実感できるまち ～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ～」を計画の基本理念に定めます。

この計画は、障がい者自身の生き方について、自らの意思や願いに基づき、主体的に決定できるための支援を行うということに重点を置いて策定しました。

障がいのある人もない人も、誰もが自分らしく地域生活を送ることができる戸田市を目指して、本基本理念を共有し、計画の推進を図ります。

なお、第4次総合振興計画に定められている将来都市像の一部である「しあわせを実感できるまち」を、前計画から引き続き基本理念に掲げていくこととします。



● 基本方針

基本理念を実現するために、以下の3つの基本方針を掲げて施策を展開していきます。

1. すべての障がい者による自己選択・自己決定の尊重と、 それを実現するための情報提供体制づくり

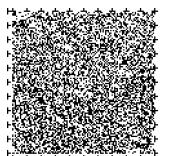
すべての障がい者が、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを目的に、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の充実を図り、障がい者等の自己選択・自己決定を尊重できる体制を整備していきます。すべての障がい者がそのための意思決定をできるように、相談支援体制のさらなる強化による情報提供体制の整備を図っていきます。

2. 障がい者が地域で自立して暮らしていけるまちづくり

障がい者等の自立を支援する観点から、地域生活への移行とその継続のための支援や就労支援など、さまざまな課題に対応したサービスの提供体制を整えます。障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域生活支援の拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を図ります。

3. ライフステージに応じ、多様な支援を提供するための体制づくり

障がい者のライフスタイルや価値観、そのときどきのライフステージごとに求められる支援は常に変化しています。障がい者が自ら必要と考える支援を選択し、可能な限り地域で自立した質の高い生活を送ることができるようにするために、個々の障がい特性やニーズを的確に把握し、さまざまな社会資源や支援サービスにつなげていきます。



● 重点施策

障がい者施策の動向やアンケート調査結果にみる生活実態と施策ニーズ、関係団体や関係事業者のヒアリング調査結果などを踏まえた総合的な見地から、この計画において特に重点的に取り組むべき施策を次のとおり定めます。

1. 相談支援・情報提供体制の充実

障がい者の高齢化や障がいの重度化、発達障がい・高次脳機能障がいなどをはじめとする障がいの多様化、そして親亡き後を見据え、障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるよう、専門的な知識を必要とする困難ケース等に対応するため、相談支援事業所の増設や、基幹相談支援センターの設置の検討を行い、総合相談体制及びサービス等の情報提供体制の整備を図ります。

2. 地域社会における障がい者の生活の基盤づくり

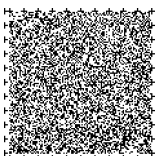
障がい福祉計画の基本指針で国が定めた7つの成果目標のうち、「福祉施設の入所者の『地域』生活への移行」「精神障害にも対応した『地域』包括ケアシステムの構築」「『地域』生活支援拠点等が有する機能の充実」の3つが、障がい者が「地域」で暮らすことを目的としています。

市は、障がい者の地域での暮らしを推進するために、地域生活への円滑な移行を支援するための施策の充実を図るとともに、地域生活を安定的に継続、維持し、入所施設サービスから「地域生活支援サービス」へと移行を進めるため、障がい者からの要望が強い、災害対策、住まいの確保、生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、差別解消や虐待防止等の権利擁護などの施策の充実を図ります。

3. 障がい児支援の提供体制の充実

児童福祉法の一部改正により、前期計画から、市町村において障害児通所支援や障害児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項などを示した「障がい児福祉計画」を障がい福祉計画と一体的に策定することとなっています。

市は、本計画の策定により質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実や、平成30年度から新たに開始された居宅訪問型児童発達支援の早期実施により、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。また、たんの吸引や経管栄養などが必要な医療的ケア児をはじめとする重症心身障がい児が円滑に支援を受けることができるよう取り組みの充実を図っていきます。

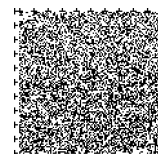


● 計画の体系

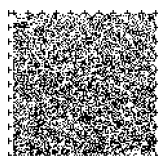
計画の体系につきまして、本計画の策定にあたり、前「戸田市障がい者計画」における事業の達成状況に加え、障がい者を取り巻く環境、市の現状、国や県の動向等の変化や、アンケートやヒアリング結果等を踏まえ、ライフステージを基本とした8つの施策の柱と36の施策を設定しました。中間見直しにあっても、引き続きこれらの施策の柱と施策のもとで取組を推進していきます。

本計画の基本理念・基本方針・重点施策の実現に向け、以下の施策を進めてまいります。

施策の柱	施策
<p>1. 情報提供・相談支援 ・権利擁護</p>	<p>(1) 情報提供体制の充実 (2) 相談支援体制の充実 (3) 障がいを理由とする差別の解消 (4) 障がいのある人への虐待対応 (5) 成年後見制度利用支援</p>
<p>2. 障がい理解</p>	<p>(1) 啓発・広報 (2) 見えにくい障がいへの理解 (3) 福祉教育・人権教育 (4) 地域福祉活動 (5) ボランティア活動の推進</p>
<p>3. 生活支援</p>	<p>(1) 経済的支援 (2) 地域生活の支援 (3) 地域での日中活動・居住の場の充実 (4) 生活基盤の整備</p>
<p>4. 保健・医療</p>	<p>(1) 健康づくり (2) 保健サービス (3) 医療・リハビリテーション (4) 公的医療助成制度</p>



<p>5. 雇用・就労</p> <p>こよう しゅうろう</p>	<p>(1) 雇用拡大の促進 こようかくだい そくしん</p> <p>(2) 職場定着の支援 しよくばていちゃく しえん</p> <p>(3) 多様な働き方の支援 たよう はたら かた しえん</p> <p>(4) 障がい者雇用者への支援 しょう しゃこようしゃ しえん</p>
<p>6. 防災・生活環境</p> <p>ぼうさい せいかつかんきょう</p>	<p>(1) 防災対策も含めた生活安全対策 ぼうさいたいさく ふく せいかつあんぜんたいさく</p> <p>(2) 災害時における要配慮者支援 さいがいじ ようはいりよしゃしえん</p> <p>(3) ユニバーサルデザインのまちづくり</p> <p>(4) 移動手段・交通機関 いどうしゆだん こうつうきかん</p> <p>(5) 防犯・交通安全 ぼうはん こうつうあんぜん</p>
<p>7. 情報コミュニケーション ・地域活動・生涯学習等</p> <p>じょうほう ちいきかつどう しょうがいがくしゅうどう</p>	<p>(1) コミュニケーション支援の充実 しえん じゅうじつ</p> <p>(2) まちづくり・地域コミュニティ活動 ちいき かつどう</p> <p>(3) 生涯学習・文化活動 しょうがいがくしゅう ぶんかかつどう</p> <p>(4) スポーツ・レクリエーション活動 かつどう</p> <p>(5) 選挙などへの参加 せんきよ さんか</p>
<p>8. 療育・保育・教育</p> <p>りょういく ほいく きょういく</p>	<p>(1) 療育・発達障がい児支援システム りょういく はったつしょう じしえん</p> <p>(2) 重症心身障がい児への支援充実 じゅうしょうしんしんしょう じ しえんじゅうじつ</p> <p>(3) 特別支援教育 とくべつしえんきょういく</p> <p>(4) 放課後支援・療育の場の充実 ほうかごしえん りょういく ば じゅうじつ</p>



第6期戸田市障がい福祉計画

障害福祉サービス等の充実（障がい福祉計画）

●第6期計画のポイント

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

2. 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

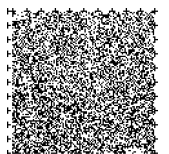
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、

就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がい者の就労や職場定着を支援するために、サービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、障がいのある方の自助グループ活動やボランティア活動等を含め、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、戸田市の地域特性や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。



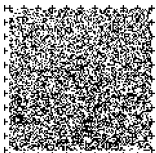
5. 障がい福祉人材の確保

障がいの重度化・障がい者の高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していくことが大切です。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでまいります。

6. 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援していく必要があります。特に、障害者文化芸術活動推進法を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保することなどを通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る機会を提供します。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。



● 成果目標

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国や県で定められている目標をもとに、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関して、令和5年度を目標年度とする成果目標を設定します。成果目標のうち、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については県が目標を設定しますが、戸田市としても協議の場として戸田市障害者施策推進協議会を設定し、協議を進めていきます。

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

令和元年度末時点の施設入所者数	50人
【成果目標】 令和5年度末までの地域生活への移行者数	3人 (上記の6%)

○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

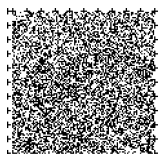
戸田市における地域生活支援拠点等の整備

【成果目標】 令和5年度末の戸田市における地域生活支援拠点の体制整備	実施（面的整備型）
---------------------------------------	-----------

○ 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

令和元年度の一般就労への移行実績	14人
【成果目標】 令和5年度の一般就労への移行者数	20人



② 一般就労への移行者数のうち就労移行支援事業の利用者数

令和元年度末における就労移行支援事業利用者の移行者数	12人
【成果目標】 令和5年度末における就労移行支援事業利用者の移行者数	16人

③ 一般就労への移行者数のうち就労継続支援事業（A型）の利用者数

令和元年度末における就労継続支援事業（A型）利用者の移行者数	0人
【成果目標】 令和5年度末における就労継続支援事業（A型）利用者の移行者数	1人

④ 一般就労への移行者数のうち就労継続支援事業（B型）の利用者数

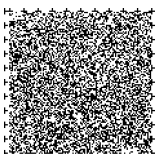
令和元年度末における就労継続支援事業（B型）利用者の移行者数	2人
【成果目標】 令和5年度末における就労継続支援事業（B型）利用者の移行者数	3人

⑤ 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数

【成果目標】 令和5年度に一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	7割以上
--	------

⑥ 令和5年度の就労定着支援事業の就労定着率

【成果目標】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上
--	------

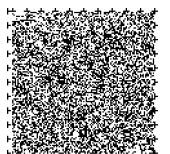


そうだん し えんたいせい じゅうじつ きょう か とう
 ○相談支援体制の充実・強化等

<p>せい か も く ひ ょ う 【成果目標】 そうごうてき せんもんてき そうだんしえん じっしおよ ちいき 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の そうだんしえんたいせい きょうか じっし たいせい かくほ 相談支援体制の強化を実施する体制を確保</p>	<p>じっし 実施</p>
---	------------------------------------

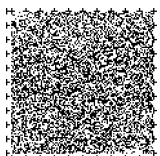
しょうがいふくし どう しつ こうじょう とりくみ かが たいせい こうちく
 ○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<p>せい か も く ひ ょ う 【成果目標】 しょうがいふくし どう しつ こうじょう 障害福祉サービス等の質を向上させるため とりくみ かん じこう じっし たいせい こうちく の取組に関する事項を実施する体制の構築</p>	<p>じっし 実施</p>
---	------------------------------------

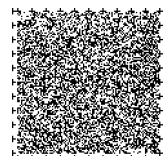


しょうがいふくし どう ひつようりょう み こ
 ● 障害福祉サービス等の必要量の見込み

サービス 種類	サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス	居宅介護	人分	239	247	255
	重度訪問介護	人分	239	247	255
訪問系サービス	同行援護	時間分	5,341	5,498	5,655
	行動援護	時間分	5,341	5,498	5,655
訪問系サービス	重度障害者等包括支援	時間分	5,341	5,498	5,655
	重度障害者等包括支援	時間分	5,341	5,498	5,655
日中活動系サービス	生活介護	人分	145	147	149
	生活介護	人日分	2,626	2,635	2,645
	自立訓練（機能訓練）	人分	3	3	3
	自立訓練（機能訓練）	人日分	31	31	31
	自立訓練（生活訓練）	人分	8	10	12
	自立訓練（生活訓練）	人日分	152	190	228
	就労移行支援	人分	31	32	33
	就労移行支援	人日分	539	563	588
	就労継続支援（A型）	人分	33	35	37
	就労継続支援（A型）	人日分	651	698	746
	就労継続支援（B型）	人分	152	166	180
	就労継続支援（B型）	人日分	2,619	2,832	3,046
	就労定着支援	人分	9	11	13
	療養介護	人分	12	12	12
	短期入所（ショートステイ：福祉型）	人分	71	76	81
	短期入所（ショートステイ：福祉型）	人日分	310	333	357
短期入所（ショートステイ：医療型）	人分	4	4	4	
短期入所（ショートステイ：医療型）	人日分	19	19	19	

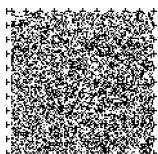


サービス 種類	サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス 居住系	共同生活援助(グループホーム)	103	113	123
	うち日中サービス支援型	12	14	16
	施設入所支援	52	53	54
相談支援	計画相談支援	186	201	216
	地域移行支援	2	3	4
	地域定着支援	1	1	1
	自立生活援助	1	1	1

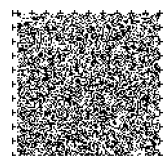


ち いきせいかつ し えん じ ぎょう ひつようりょう み こ
 ●地域生活支援事業の必要量の見込み

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施
障害者相談支援事業	箇所 3	3	3
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人分 6	6	6
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用件数 775	859	944
手話通訳者設置事業	設置者数 1	1	1
介護・訓練支援用具	件数 6	6	6
自立生活支援用具	件数 15	15	15
在宅療養等支援用具	件数 9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件数 12	12	12
排せつ管理支援用具	件数 2,032	2,117	2,202
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数 3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	修了者数 (登録者数) 30	30	30
移動支援事業	人分 255	255	255
	時間分 4,022	4,022	4,022
地域活動支援センター事業	箇所 7	7	7
	人分 60	61	62



サービス名 ^{めい}		れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
につちゅういちじしえん 日中一時支援	のべりようけんすう 延利用件数	915	1,015	1,115
ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス	のべりようかいすう 延利用回数	793	793	793
しょくじ 食事サービス	のべりようかいすう 延利用回数	841	841	841
きんきゅうじれんらく 緊急時連絡システム	にんぶん 人分	7	7	7
じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひじょせい 自動車運転免許取得費助成	りようけんすう 利用件数	2	2	2
じどうしゃかいぞうひじょせい 自動車改造費助成	りようけんすう 利用件数	2	2	2
かいごしゃようじどうしゃかいぞうひじょせい 介護者用自動車改造費助成	りようけんすう 利用件数	3	3	3
ふくし りようけんこうふ 福祉タクシー利用券交付	にんぶん 人分	886	916	946
ふくし りようけんこうふ 福祉ガソリン利用券交付	にんぶん 人分	696	711	726
かみ しきゅう 紙おむつ支給	のべりようまいすう まい 延利用枚数(枚)	211,873	225,622	239,371
こうせいくんれんひしきゅう 更生訓練費支給	にんぶん 人分	46	48	50



第2期戸田市障がい児福祉計画

障がい児支援の充実（障がい児福祉計画）

●第2期計画のポイント

○障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

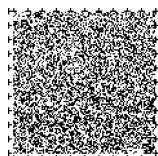
さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

●成果目標

障がい児サービス等の提供体制の確保に関して、令和5年度を目標年度とする成果目標を設定します。戸田市では平成30年度～令和2年度の期間中に既に達成していますが、令和5年度までにさらなる充実に向け取り組んでいきます。

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置



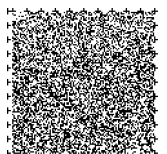
○重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしていますが、戸田市では既にあすなろ学園が児童発達支援センターとして運営されており、市内には保育所等訪問支援を提供する事業所もあるため、引き続きこれらの事業所の取組の充実を図っていきます。

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<p>【成果目標】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置</p>	<p>1か所（達成）</p>
<p>【成果目標】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置</p>	<p>1か所（達成）</p>

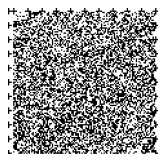
○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<p>【成果目標】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</p>	<p>設置済</p>
<p>【成果目標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p>	<p>配置済</p>



しょう じ ひつようりょう み こ
 ● 障がい児サービスの必要量の見込み

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	126	137	149
	人日分	1,222	1,299	1,376
医療型児童発達支援	人分	2	2	2
	人日分	21	21	21
放課後等デイサービス	人分	238	260	282
	人日分	2,829	3,035	3,242
保育所等訪問支援	人分	13	14	15
	人日分	52	56	60
居宅訪問型児童発達支援	人分	2	2	2
	人日分	4	4	4
障害児相談支援	人分	126	137	148
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	5	5	5



計画の推進に向けて

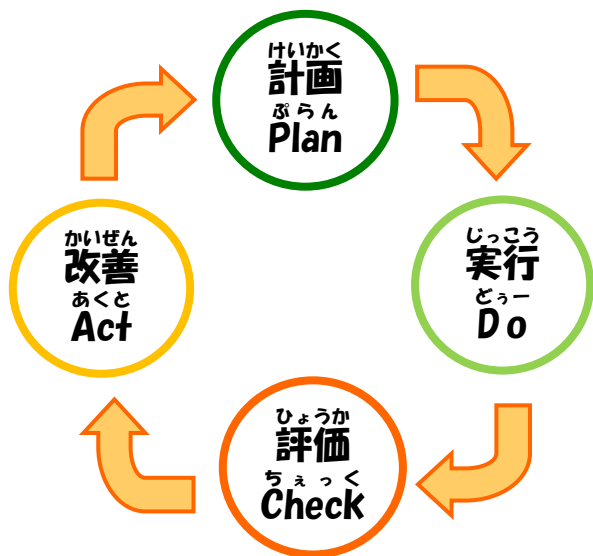
● 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県・市の関係行政機関との連携を強化します。「戸田市障害者施策推進協議会」及び「戸田市地域自立支援協議会」等において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

● 計画の評価と見直し

基本指針においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（P D C Aサイクル）とされています。本計画はP D C Aサイクルによる推進を図ります。

■ P D C Aサイクルのイメージ



計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する
評価(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善(Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

